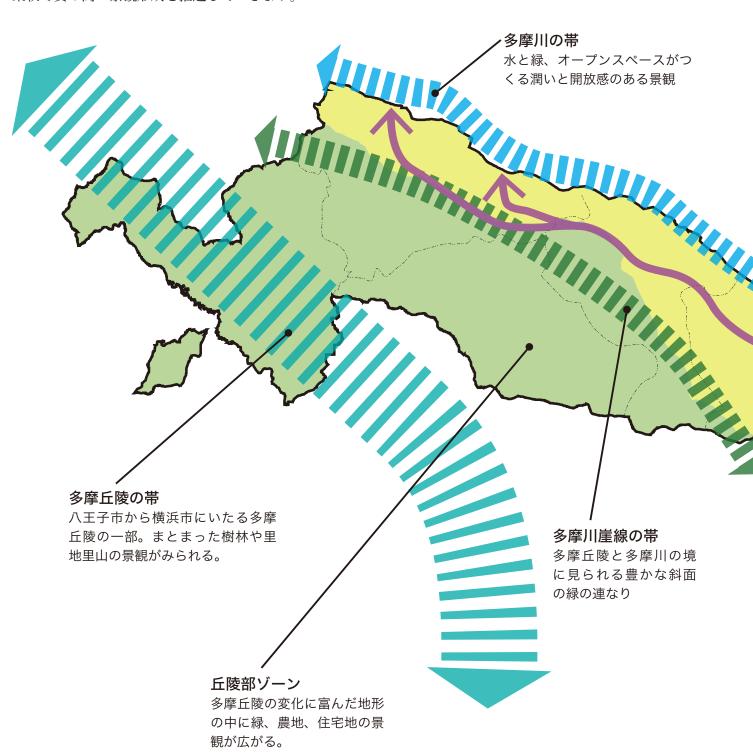
川崎市景観計画

2018年12月改定 概要版

川崎市景観計画とは

川崎市景観計画は、景観法第8条第1項の規定に基づく法定計画です。良好な景観を保全し、また、地域の特性にふさわしい新たな景観を創出するため、本市の景観形成マスタープランとして、景観の形成に関する方針、行為の制限などを定めています。

川崎市では、平成 19 年に川崎市景観計画を策定し、景観法に基づく景観形成を進めています。平成 31 年に同計画を改定し、これまでの本市の景観施策を継承しつつも、地域の個性を活かし、時代の変化に対応した柔軟で質の高い景観形成を推進していきます。

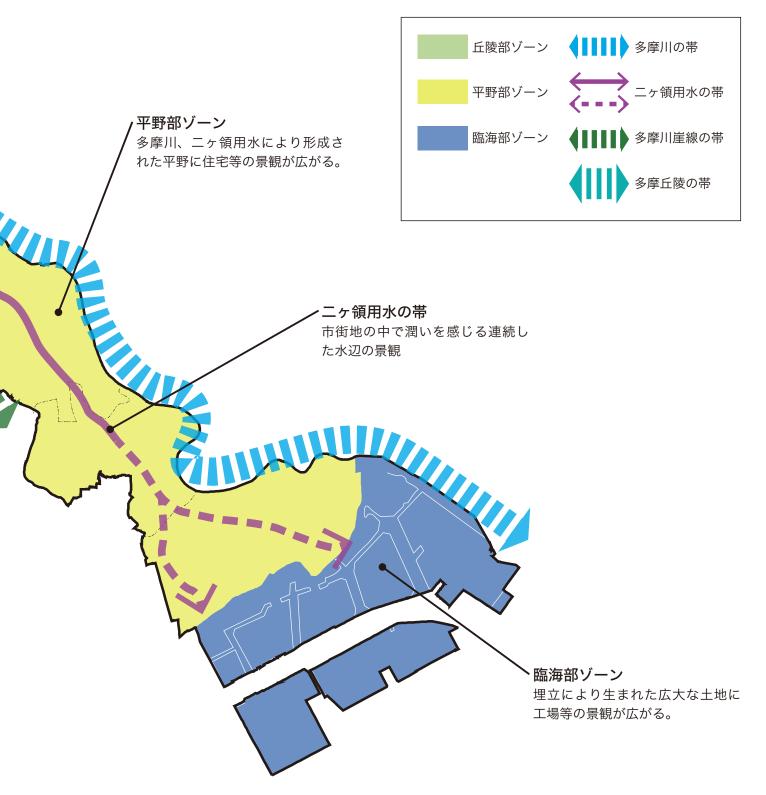


計画の区域

―川崎市全域を景観計画区域とします。

景観法に基づく多くの制度は、景観計画区域内であることを条件としています。川崎市全域を景観計画区域として定め、それらの制度の活用を促進します。

─都市景観の形成を図る上で重要な地区を景観計画特定地区として景観計画に定めます。



景観形成の基本理念

かわさき百年の風土記づくり

本市では、これまで「かわさき百年の風土記づくり」を景観形成の基本理念として定め、社会状況が目まぐるしく変化する中においても百年単位の展望をし、長い年月を経ても価値を失わない魅力ある景観を創出することや、大切にすべき地域資源を発見し調和させながら受け継ぐことによる川崎らしい景観形成を推進してきました。今後も引続きその理念に基づき景観形成を進めるものとします。

景観形成の基本目標

目標 1

川崎を形づくる 骨格を活かす



目標2

個性と魅力ある 川崎の顔をつくる



目標3

地域特性を活かした 身近な街なみを まもり・育てる



目標4

情報発信により 川崎の景観への愛着を高める

景観の特徴と良好な景観の形成

景観の特徴

景観要素

景観の特徴

川崎市の景観の骨格

主に地形の特性からつく り出される広く緩やかな 景観のまとまり

地形

農地

緑地

公園

河川・水辺

街なみ

建築物

屋外広告物

工場夜景

歴史・文化

賑わい

おまつり

河川や崖線等がつくる市 域を貫く帯状の景観のま とまり

景観形成を先導する拠点

地域の成り立ちや土地利 用を活かした特徴的な景 観のまとまり

景観まちづくりの萌芽

個性や魅力を引き立てる 身近な地域の景観の要素

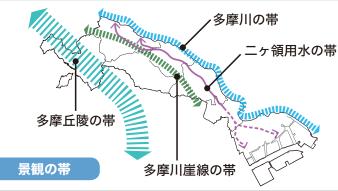


景観計画の区域と良好な景観の形成に関する方針

景観計画区域全体における景観形成



- ○広く緩やかな景観のまとまりを「景観ゾーン」 として位置づけ
- ○「丘陵部ゾーン」「平野部ゾーン」「臨海部ゾーン」 の3つに区分
- ○それぞれの景観ゾーンの特徴を活かしながら、 緩やかに良好な景観の形成を図るよう基礎的な 景観形成方針を定める



- ○市域を貫く帯状の景観のまとまりを「景観の帯」 として位置づけ
- ○「多摩川の帯」「二ヶ領用水の帯」「多摩川崖線 の帯」「多摩丘陵の帯」の4つを位置づけ
- ○景観の帯の美しい景観が際立つとともに周辺地 域と一体となった良好な景観形成を図るよう、 それぞれに景観形成方針を定める

特色ある景観のまとまりにおける景観形成





自然系拠点

文化系拠点

- ○地域の成り立ちや土地利用を活かした特徴的な 景観のまとまりを「景観拠点」として位置づけ
- ○「都市系拠点」「自然系拠点」「文化系拠点」の3つ の類型に整理
- ○それぞれの特性や上位計画、関連計画等との整 合を図りながら景観形成方針を示す
- ○区域の全部または一部において景観まちづくり 先導地区(景観計画特定地区、都市景観形成地区、 地区計画(地区整備計画において、建築物の形態 意匠の制限を定めたものに限る)を指定した地 区)を定め景観拠点の良好な景観を創出・先導

景観拠点

新たな景観まちづくりの創出・育成





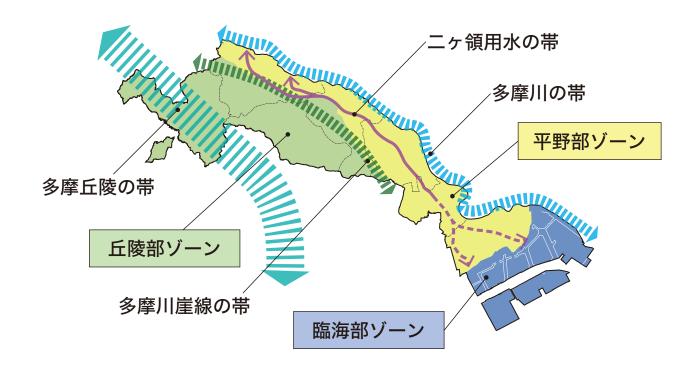


個性や魅力を引き立てる身近な地域の景観要素

- ○個性や魅力を引き立てる身近な地域の景観の要 素は、景観資源を活かしたまちづくりの重要な 資源として、住民主体のまちづくり等に積極的
- ○大規模な土地利用転換等がある場合は、その機 会を捉え景観まちづくり先導地区の指定を目指 す等、新たな景観拠点の形成に取組む

景観形成方針

「景観形成の基本理念」及び「景観形成の基本目標」を実現するために、市民・事業者・市の誰もが地域の個性を活かしながら景観づくりを進めるための考え方を景観形成方針として定めます。



	丘陵部ゾーン	平野部ゾーン	臨海部ゾーン
景観ゾーン	 ○次の点に配慮して景観の形成をめざします。 ・坂や丘などの起伏に富んだ地形を活かした地域らしさが感じられる景観 ・都市近郊に残る大規模な農地や丘陵の豊かな緑が調和した田園景観 ・潤いや親しみがある中にも秩序のある景観 ・丘陵部の緑に映える、緑豊かで落ち着きを感じる景観・地形の変化を活かした緑化による遠景、中景を意識した丘陵部が際立つ緑の景観 ・生産緑地などの緑を維持保全し、緑と調和した街なみ景観 ・農地と住宅が混在する場所では、農地の潤いを活かした景観 ・商店街では、親しみやすく賑わいがある中にも、秩序ある景観 ・適路や河川をはじめとした公共空間の利活用の取組を活かした賑わいと活気のある景観 ○河川などの水辺空間と調和した景観 ・寺社などの歴史的な資源やまとまった樹林地の自然的な資源などを、地域の特徴ある景観資源をまちづくりに活かします。 	○次の点に配慮して景観の形成をめざします。 ・平野部の市街地に多摩川、二ヶ領用水、中小河川などの身近な水辺を有する平野部の市街地の特徴を活かす景観 ・大規模な土地利用転換に伴う緑の創出と水辺空間と調和した緑化などによる効果的な緑の景観 ・河川などの水辺に沿う場所では、水辺空間と調和した景観 ・工場と住宅が混在する場所では、働く場と生活の場の調和のとれた景観 ・農地と住宅が混在する場所では、農地の潤いを活かした景観 ・商店街では、親しみやすく賑わいがある中にも、秩序ある景観 ・道路や河川をはじめとした公共空間の利活用の取組を活かした賑わいと活気のある景観 ○寺社、旧街道などの歴史的資源や多摩川、二ヶ領用水などの自然的資源など地域の特徴ある景観資源をまちづくりに活かします。	○次の点に配慮して景観の形成をめざします。 ・多摩川や東京湾の広がる背景に、工業や物流、研究開発施設などが創るを活かし、個性があり活力と潤いが感じられる本市ならではの臨海部の景観・工業・物流系のダイナミックな産業景観を活かしたデザインにより、特徴的で活力を感じる景観・道路や河川をはじめとした公共空間の利活用の取組を活かした賑わいと活力ある景観・川崎市臨海部色彩ガイドラインに基づいた色彩計画による、調和のとれた活力のある景観・市街地と海を結ぶ緑のネットワークの形成と工場、物流施設等の沿したよる連続的な緑の景観・親水空間のネットワークの形成を図り、海を意識した魅力ある水辺の景観・現水空間のネットワークの形成を図り、海を意識した魅力ある水辺の景観・現水空間のネットワークの形成を図り、海を意識した魅力ある水辺の景観の工場を景などに代表される産業と特徴ある景観資源をまちづくりに活かします。

		丘陵部ゾーン	平野部ゾーン	臨海部ゾーン
景	多摩川		 ○次の点に配慮して景観の形成をめざします。 ・河川空間の新たな利用の取組を活かいた。 ・多摩川景観形成ガイドラインに基づいた。 ・多摩川景観形成ガイドライン景観 ・・野部ゾーン境界〜六郷橋) ・・緑と広大な水辺を楽しめるウォーターフロント景観 ・・明快でダイナミックな水辺景観 ・産業地、下町的な住宅街等が協調する景観 ・がが調する景観 ・・水型口の機能と魅力を備えた湾曲部の快適景観 ・都心との機能と魅力を備えた湾曲部の快適景観 ・都心との機能と魅力を備えた湾曲部の快適景観 ・をき生きとした生活感をかもし出す界限景観 ・生きとして快適に回遊できる街なみ景観 ・最大を引力を引力として快適に回遊できる街なみ景観 ・おかきのより上流 ・みどりのスカイラインが眺望できる沿川景観 ・歴史等の地域資源を活かしたふるさと景観 ・水とりのスカイラインが眺望できる沿川景観 ・歴史等の地域資源を活かしたふるさと景観 ・水とりのスカイラインが眺望できる沿川景観 ・歴史等の地域資源を活かしたふるさと景観 ・水とりのスカイラインが眺望できる沿川景観 ・歴史等の地域資源を活かしたふるさと景観 ・水とりのスカイラインが眺望できる沿川景観 ・歴史等の地域資源を活かしたふるさと景観 ・水田園景観 	 ○次の点に配慮して景観の形成をめざします。 ・多摩川の自然や海へとつながる開放感ある河口の景観を活かし、水辺を際立たせる景観 ・多摩川景観形成ガイドラインに基づいた、多摩川とまちが響きあう景観(殿町〜臨海部ゾーン境界) ・緑と広大な水辺を楽しめるウォーターフロント景観 ・明快でダイナミックな水辺景観 ・産業地、マンション群、下町的な住宅街等が協調する景観
観の帯	二ヶ領用水		○次の点に配慮して景観の形成をめざします。 ・市街地に潤いをあたえる水辺空間を活かした水を親しむ景観 ・親水整備された水路沿いでは、コモンスペースを意識し、水路の親水性を引き立たせ、潤いある空間が連続する景観 ・水辺を演出する取組や歴史を伝える取組などの多様な市民活動を活かした、幅広い取組による景観 (上流(久地円筒分水より上流の区間))・先人たちが築きあげた農業用水の面影を活かしながら失われつつある田園風景を保全する景観 (中流(久地円筒分水から鹿島田の区間))・住宅市街地に親水性と新たな風景を創出してきた地域の歴史を活かした景観 (下流(鹿島田より下流の区域))・再開発事業等の中で消失した農業用水としての再現の協力を求めるとともに、二ヶ領用水の歴史を広く後世に継承していく景観	
「月」	多摩川崖線	○次の点に配慮して景観の形成をめざします。 ・農と緑に調和した、のどかで緑豊かな景観 ・斜面緑地の緑を大切にし、緑と地形の連 続性を活かした景観	○次の点に配慮して景観の形成をめざします。 ・崖線軸の稜線を大切にし、背景となる緑 と調和した景観	_
	多摩丘陵	○次の点に配慮して景観の形成をめざします。・隣接自治体との連携による広域的な見地も踏まえ、鶴見川流域に残されたまとまりのある樹林地や、里地里山景観。○まとまった農地や樹林地などの自然的な資源などを地域の特徴ある景観資源をまちづくりに活かします。	_	_

行為の制限に関する考え方

景観形成基準の構成

ア 景観計画区域全体における景観形成基準(一般基準)

景観計画区域の全域においては、景観法に基づく行為の制限に関する事項として景観形成基準を定めます。

(ア) 景観ゾーン基準

主に地形的な要素から区分した3つのゾーン「丘陵部ゾーン」「平野部ゾーン」「臨海部ゾーン」それぞれの 景観形成方針を踏まえ、守るべき基本事項を「景観ゾーン基準」として定めます。

なお、具体的な誘導には、「景観計画届出マニュアル」を活用します。

(イ) 景観の帯基準

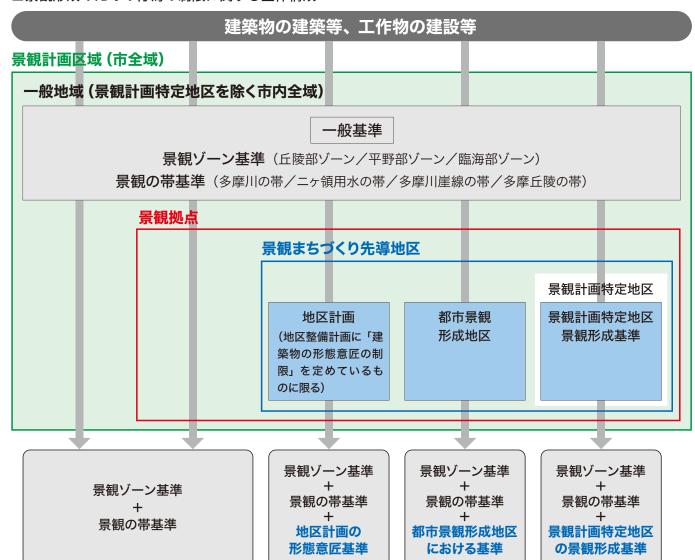
4つの景観の帯「多摩川の帯」「二ヶ領用水の帯」「多摩川崖線の帯」「多摩丘陵の帯」それぞれの景観形成 方針を踏まえ、守るべき基本事項を「景観の帯基準」として定めます。

イ 特色ある景観のまとまりにおける景観形成基準

景観拠点基準

景観拠点においては、景観まちづくり先導地区を定め、それぞれの地区ごとに、該当する景観拠点の景観形 成方針を踏まえたうえで、活用制度に基づく景観形成基準を定めます。

- (ア) 景観計画特定地区の基準
- (イ)都市景観形成地区の基準(ウ)地区計画の区域の基準
- ■景観形成のための行為の制限に関する全体構成



景観形成基準の適用について

ア 景観ゾーン及び景観の帯における景観形成基準の適用

景観計画区域で建築行為等を行う場合、当該行為が位置する景観ゾーンにおける景観形成基準(景観ゾーン 基準)が適用されます。また当該行為が景観の帯の対象範囲にある場合、景観ゾーン基準に加えて該当する景 観の帯における景観形成基準(景観の帯基準)も適用されます。

イ 景観拠点における景観形成基準の適用

(ア) 景観まちづくり先導地区

地区ごとに、それぞれの活用制度に基づく景観形成基準が適用されます、なお、景観計画特定地区のうち、 景観形成基準が制定されてない地区については、(イ)に準じます。

(イ) 景観まちづくり先導地区以外の地区

景観拠点独自の景観形成基準はありませんので、アの一般基準が適用されます。ただし、それぞれの景観拠点ごとに定められた景観形成方針には、配慮する必要があります。

届出を要する行為

【建築物】新築、増築、改善若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ※ 【工作物】新設、増築、改善若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ※ガラス面の内側からの表示物(窓裏広告)は、建築物等の一部として扱い、届出対象とします。

届出を要する行為の規模等

<市全域(景観計画特定地区を除く)>

建築物や工作物の建築等を行う場合、下表に示すいずれかの要件に該当するもの注)を届出対象とします。

ᅜᄺᅜᄊᅑᄁ		要件	
区域区分及び	ハキナ		OV ## /# /#
高度地区	A) 高さ	B) 壁面の長さ	C) 構造等
対象	建築物/工作物	建築物のみ	工作物のみ
市 第1種高度地区	10 m超	30 m超	 【橋梁※1】橋長が100 m超
街 第2種高度地区	15 m超	50 m超	又は
街 第2種高度地区 第3・4種高度地区 域 高度地区指定なり	20 m超	70 m超	【鉄道駅※2】高架鉄道の駅
域 高度地区指定なし	31 m超	70 m超	又は橋上駅の施設のうち外壁
市街化調整区域	10 m超	30 m超	又はこれに相当する工作物
(図解)	(高低差3m以下の場合) ヤヴ ・ 平均の高さにおける 水平面の高さ(3m以下) (高低差3m超の場合) ※高さは、塔屋や広告塔を含めた高さとする。 ※高さは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均高さにおける水平面からの高さとする。ただし、建築物が周囲の地盤と接する位置の高低差が3メートルを超える場合においては、周囲の接する地盤のうち最も低い位置からの見付の高さとする。	壁面の長さ 一棟とみなされる建築物の最も長く見える見付の壁面の長さとする。	※1: 橋梁には鉄道駅なども含む (道路を横断する橋) 道路橋 (河川を横断する橋) 機長 (※2: 駅舎は外壁などの外観のみ

注)要件には、高さ、壁面の長さ、構造等以外に、「景観の形成に大きな影響を与えると市長が認める建築物・工作物」がある。

<景観計画特定地区>

建築物や工作物の建築等を行う場合、建築物等の規模に関わらず届出が必要となります。

景観形成基準

景観ゾーン及び景観の帯の景観形成基準(建築物及び工作物)

景観形成基準は「平野部ゾーン」を基本としています。また、ゾーンの中には、帯基準が含まれます。その他、別に景観形成のためのガイドライン等を定めている地域においてはそちらの基準も適用されますので別途確認する必要があります。

景観形成基準には、定性基準、定量基準があります。定性基準及びガイドラインが定める基準に関しては、 配慮事項となりますが、定量基準は、勧告・変更命令の対象となります。変更命令に違反した場合等には景観 法に基づく罰則規定が適用されます。

		ガイドライン等に基づく基準(別途参照)			
		丘陵部ゾーン	平野部ゾーン	臨海部ゾーン	
該当するガイドライン等		_	_	臨海部色彩ガイドライン	
	多摩川	_	多摩川景観形成ガイドライン	多摩川景観形成ガイドライン	
Í	帯 二ヶ領用水	_	ニヶ領用水宿河原堀沿線地区 景観まちづくりプラン	_	

	景観形成基準(定性基準)			
		丘陵部ゾーン	平野部ゾーン	臨海部ゾーン
周辺環境との調和及び配置・規模		・周辺の景観資源(緑地、農地、小河川、 ・壁面の位置や高さなど周辺との連続性・ ・住宅地及び住宅地に隣接する敷地では、	うな配置・規模とする。 スカイラインとの調和を図り、著しく突出 、神社旧跡)との調和した景観を形成する	模とする。
の配置・規模		・坂道や斜面地など地形の変化がある 場合は、これを活かした配置とする。		・周辺の公園や緑地、水辺のオープンスペースとの回遊性を高め、市民が海への広がりある景観を親しめる工夫をする。
	多摩川崖線	し、隣接するオープンスペースとの連続・ ・	るような配置とする。 を活かした配置とする。 線の低地部から見たときに、崖線の台地	_
	多摩川	_	・河川の線形を活かした建築物等の配置 間と一体的な空間となるよう配置の工	やオープンスペースの設置など、河川空 夫をする。
帯	二ヶ領用水		 ・水路の線形を活かした建築物等の配置やオープンスペースの設置など、水路に背を向けた印象とならない工夫をする。 ・建築物や工作物は、二ヶ領用水側の高さをおさえる、二ヶ領用水側に庭を設けて建築物を二ヶ領用水側から離すなどにより、圧迫感を軽減する。 	_
	多摩丘陵	・隣接して農地がある場合、農地側に空地を設けるなど、通風や日照などを考慮した配置とする。 ・丘陵の緑や周辺の街なみの緑が連続する配置とする。	_	_

			景観形成基準(定性基準)	
		丘陵部ゾーン	平野部ゾーン	臨海部ゾーン
形態・意匠		・長大な壁面は分節化を図り、圧迫感を ・住宅地及び住宅地に隣接する敷地では、 る。 ・駅周辺や商店街など賑わいのある場所 きのある形態・意匠とする。	暑部を明快に意識できる魅力ある表情とな	もに周辺環境と調和する形態・意匠とす 配慮し、高層部においては風格と落ち着
		・斜面緑地では、周辺の緑と調和した 色彩の勾配屋根にすることや屋上及 び壁面の緑化をほどこすなど、斜面 緑地と調和したものとする。 ・坂道や斜面地など地形の変化がある 場合は、その勾配になじむ形態・意 匠とする。		・工場等は、タンクやプラントなどの 形態を活かすとともに活力を感じる デザインとする。・敷地内に複数の建築物がある場合は、 統一感のあるデザインとする。
	\$	・崖線の景観との一体性や調和が図られる 公園など)からの見え方に配慮する。	。よう、周辺の主要な眺望点(道路·河川·	
	多摩川崖線	・崖線の緑や丘陵部ゾーンの豊かな緑と調和する形態・意匠とする。 ・斜面緑地に計画する際は、できるだけ既存樹木を保全するとともに、緑を回復・育成する。	・崖線の緑や周辺の街なみとの調和する形態・意匠とする。	_
	多摩川		・水辺の自然環境に調和する形態・意匠の	とする。
景観の帯		_	・河川区域内のオープンスペースや多摩川沿いの歩道、橋梁などの周辺の主要な眺望点からの見え方に配慮する。 ・多摩川に面して長大で平滑な壁面を避け、圧迫感の軽減を図るとともに、できる限り開口部を多くするなど、多摩川からの見え方に配慮する。	・工場等においても、橋梁や対岸から の見え方に配慮する。
	二ヶ領用水	_	・水辺の自然環境に調和する形態・意匠とする。 ・二ヶ領用水沿いの歩道や橋梁などの周辺の主要な眺望点からの見え方に配慮する。 ・二ヶ領用水に面して長大で平滑な壁面を避ける、勾配屋根にするなどにより圧迫感の軽減を図るとともに、できる限り開口部を多くするなど、二ヶ領用水からの見え方に配慮する。	_
	多摩丘陵	・周辺の農地や樹林地と調和する形態・ 意匠とする。 ・丘陵の景観との一体性や調和が図られるよう、周辺の主要な眺望点(道路・ 河川・公園など)からの見え方に配慮する。 ・斜面緑地に計画する際は、できるだけ既存樹木を保全するとともに、屋 上緑化などにより緑を復元する。		_

			景観形成基準(定性基準)	
		丘陵部ゾーン	平野部ゾーン	臨海部ゾーン
敷地境界部及び敷地内の外構		 ・道路との連続性と開放性に配慮し、建築物等や敷地が道路と一体となった景観を形成する。 ・敷地内緑化、屋上緑化などにより、周辺の緑との調和した緑豊かなゆとりのある景観を形成する。 ・オープンスペースや屋上などには、潤いの感じられるよう緑化をほどこす。 ・緑化や水の空間の演出などにより潤いのある景観を形成する。 ・高い擁壁は、ひな壇状の形状とするなど圧迫感の軽減に努めるともに、化粧型枠等の仕様や樹木による緑化を施する表情を持った修景を行う。 ・大規模な敷地では、沿道にオープンスペースを創出するなど、開放的なコモンスペースを形成する。 ・敷地内には適切に緑を配置し、緑に包まれた落ち着きのある景観を形成する。 ・住宅地及び住宅地に隣接する敷地で塀などを設ける場合は、道路境界線から後退させたうえ、周辺景観に調和した色でフェンスなどを使用し、フェンスの道路側を植栽帯により修景するなど潤いのある沿道景観を形成する。 ・商業・業務系の建築物等は、沿道にオープンスペースを創出するなど、人が歩いて楽しい快適な歩行空間となる空間りをおこなう。 ・敷地内の舗装の仕上げは、歩道との連続性に配慮し、官民境界を意識させない空間づくりをおこなう。 		景観を形成する。 空等の仕様や樹木による緑化を施すなど、 ペースを形成する。 させたうえ、周辺景観に調和した色彩のる沿道景観を形成する。 ・て楽しい快適な歩行空間となる空間づく
		・坂道沿いに擁壁や塀を設置する場合は、坂道の勾配になじむような形態・ 意匠となるよう、素材や意匠を工夫するなど魅力ある坂道景観を形成する。		
	多摩川崖線	性を図る。 ・崖線の緑や緑のスカイラインに配慮し、な限りそれを活かした外構計画とする。 ・緑化にあたっては、崖線の植生に調和 好な生育が可能となるよう、植栽地盤・ ・ 擁壁は可能な限り自然素材を使用し、	した樹種を選定するとともに、植物の良 を工夫する。	_
	多摩	る場合は、外構及び低層部のデザインにこれを活かした工夫をする。	・多摩川に面する敷地の境界は積極的に 緑化し、河川区域内オープンスペース	
)川	_	の緑と一体となった魅力的なみどり と水の空間となるような工夫をする。	_
帯	ニヶ領用水	_	・二ヶ領用水側の敷地境界部については、みどり豊かな潤いのある街なみとするため、生垣とする、塀やフェンスのなどの前面及び足元に植栽帯や花壇を設けるなど、緑化に努める。また、緑化が難しい場合は、敷地内に中高木を植えるなど、沿川からの緑の景観に配慮する。	
	多摩丘陵	・坂道や斜面地などの地形の変化がある場合は、外構及び低層部のデザインにこれを活かした工夫をする。 ・既存の高木や状態の良い樹木は、可能な限りそれを活かした外構計画とする。 ・緑化にあたっては、丘陵の植生に調和した樹種を選定するとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。 ・農地や樹林地との境界は緑化することなどにより緑の連続性を図る。 ・擁壁は可能な限り自然素材を使用し、緑化と併用するなど周辺環境と調和させる。		

			景観形成基準(定性基準)	
		丘陵部ゾーン	平野部ゾーン	臨海部ゾーン
駐車場・ゴミ置場、その空		 ・駐車場(立体駐車場を含む)、駐輪場、ゴミ置場などは建築物等などの本体に組み込むデザインとすることや植栽による緑化を図るなど、街なみから目立たせないような工夫をする。 ・機械式駐車場を計画する場合は、周辺から目立たないようにするためピット式などとするよう努める。やむを得ず地上式とする場合は、ルーバーや壁面緑化などにより修景をする。 ・平面駐車場は、周辺を緑化するだけでなく、内側にも適所に高木を配置するなど潤いを感じられるよう積極的な緑化をほどこす。 ・街なみを彩る植栽、舗装、ストリートファニチャーについても、景観を形成する重要な要素として十分考慮する。 ・自動販売機を設置する場合は、街なみと調和するような工夫をする。 		
その他の外構附帯工作物	帯開水	_	・二ヶ領用水側に面している部分は、 ゴミ置場、自動販売機などは、直接 見えにくいよう、設置位置や囲いの 形態に配慮する。若しくは、植栽に よる目隠しや、色彩を建築物本体及 び周辺の景観と調和させる。	_
建築附帯設備		・バルコニーの物干しあるいはエアコン§ ・工業または物流系の建築物等で配管なる。	いような工夫をする。 周辺に配慮し附帯設備類を露出しないも 室外機などの設備類は、外部から目立たせ ど一部の設備類をアクセントとする場合は こくくする、屋根の一部となるようデザイ	ないような工夫をする。 、周辺と調和させるものとする。
	多摩川崖線	・建築物に附帯する設備は、崖線からのらの見え方に配慮し、建築物と調和さる		_
	多摩川	_	・建築物に附帯する室外機・配管設備・ ダクト類や屋外階段などは、多摩川に 面して露出しないよう建築物と一体 的に計画するなど、周辺に配慮する。	・工場等においても、橋梁や対岸からの 見え方を意識し、雑然とした空間にな らないよう、秩序ある施設の設置等を おこなう。
in the second	帯 二ヶ領用水	_	・二ヶ領用水側に面している部分は、 屋外設備類(ガスメーターやエアコン室外機など)は、直接見えにくいよう、設置位置や囲いの形態に配慮する。若しくは、植栽による目隠しや、 色彩を建築物本体及び周辺の景観と 調和させる。	_
	多摩丘陵	・農地から見える建築物に附帯する設備などが目立たなくなるよう工夫する。		_

		景観形成基準(定性基準)	
	丘陵部ゾーン	平野部ゾーン	臨海部ゾーン
屋外照明	・駅周辺や商店街などにおいては、建築物・高層建築や大型施設の外観照明におい・住宅地や住宅地に隣接する敷地におけるが感じられるまぶしさを抑えた光源や器・歩道に隣接する敷地では、歩行者が安心	れの施設の特徴を活かしながら、街なみには等の低層部における賑わいを演出する一だでは、周辺の景観から突出し過ぎない節度る建築物等の共用部分などにおいては、住器具を使用する。 いして通行できるよう、敷地内に暗がりを 満に変化するもの、回転サーチライトなど	方で過度な演出照明は避けるものとする。 あるものとする。 宅地の調和に配慮し、落ち着きと暖かみ つくらないよう配慮する。
			・施設の特徴ある形態を浮かび上がら せるなどの工夫をする。
外観の色彩・素材	・過度に明度差(コントラスト)の大きな配色、著しく彩度の高い配色を極力避け、適切な明度対比を持たせた同系色をいるなど周辺との街なみの連続性に配慮する。 ・周辺建築物や建物全体の形態・意匠と調和する色彩とする。 ・外壁の素材は、自然素材や質の高い素材を使用するなど、経年後の劣化を考慮したものとする。 ・建築物のデザイン性を高めたり、街の賑わいを演出したりするためにアクセントとして使用する色彩については、周辺十分な配慮をするとともに、建築物の特徴や形態に合わせた使い方や面積とし、場所性をふまえた色使いとする。また低層部に用いることを基本とする。 ・住宅地及び住宅地に隣接する敷地では、住宅地らしい安らぎが感じられる暖色系の低彩度色を基本とする。 ・駅周辺や商店街など賑わいのある場所では、周辺の街なみとの調和に配慮し、過度に鮮やかな色彩や対比の強い配色をけることとする。 ・工場や物流施設等は、周辺環境と調和する落ち着いた色彩を基本とし、形態の変化に応じて色彩を分節化するなど、反感を低減する。		
	・斜面緑地等、緑に囲まれた環境に計画する建築物等は、木材や石材などの自然素材を活用し、周辺の緑と調和しない明るすぎる色彩は避けるなど配慮する。		・大規模な物流施設等は、単調な配色を避け、形態の変化に対応して色彩を使い分けるなど、親しみやすい色彩景観を形成する。 ・色彩デザイン提案制度を活用するなど、明るく活力のある景観を形成する。

景観形成基準(定量基準):色彩に関する基準

一般地域内の建築物及び工作物の外観に使用する色彩については、マンセル表色系*による定量的な基準 を定めます。景観形成基準(定性基準)の「外観の色彩・素材」に加えて、次の「色彩基準」に基づいて計画 するものとします。

*日本工業規格 JIS Z8721 (色の表示方法) に定める「色相」、「明度」、「彩度」の3つの属性の組み合わせによって客観的に表す表示方法

【色彩基準】

建築物及び工作物の外観に使用する色彩は、次の場合を除き、景観ゾーン別の推奨基準を基本とし、共通基 準に適合した色彩とする。

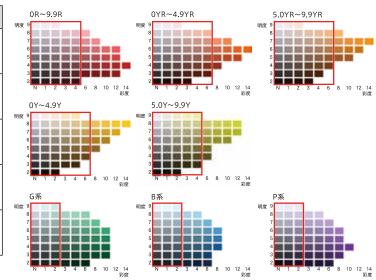
- 表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩でかつ景観ゾーン基準に記載 されている「外観の色彩・素材」を十分踏まえた計画である場合。
- 建築物及び工作物の見付面積の5分の1未満の範囲で、外観のアクセント色として着色される部分(大規模 小売店舗の壁面広告物を含む)の色彩の場合。ただし、高彩度 (JIS Z8721 に定める彩度で、0R~9.9Y においては彩度10超、その他の色相においては彩度8超)の色彩を用いる場合については、見付面積の5 分の1未満かつ100m以下の範囲に限る。

ただし、次に示す場合、適用除外を認めるものとする。

- 景観まちづくり先導地区として、個別の基準を定めている場合(それぞれの地区の色彩基準を優先とする)。
- 工作物の色彩について、他の法令等で使用する色彩が定められている場合。
- 質の高いデザインであり、ランドマークとしての役割を果たす建築物で、都市景観審議会の意見を聴いて市 長が景観形成上必要と認める場合。
- ・橋りょう等で市民のなじみが深く、地域イメージの核となっており、地域のランドマークの役割を果たして おり、かつ都市景観審議会の意見を聴いて市長が景観形成上必要と認める場合。
- 川崎市臨海部色彩ガイドラインに基づき、市と協議して色彩計画を策定した場合。

共通基準

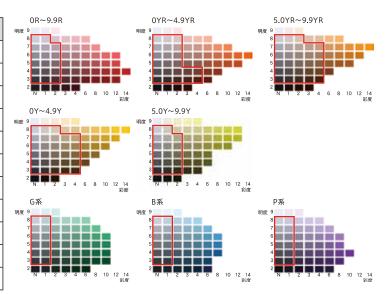
	色相	明度	彩度
R系	0 R∼ 9.9 R	_	4以下
Y R 系	0 Y R~ 9. 9 Y R		6以下
Y系	0 Y~ 4. 9 Y		6以下
一	5.0Y~ 9.9Y		4以下
7	の他の色相	_	2以下



景観ゾーンの推奨基準

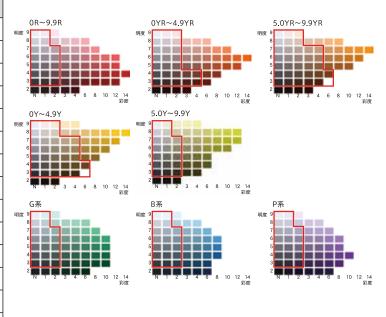
く丘陵部ゾーンの推奨基準>

	色相	明度	彩度
R系	0 R~	8以上9未満	1 以下
八元	9.9R	3以上8未満	2以下
	0 Y R~	5以上9未満	2以下
ΥR	4.9YR	3以上5未満	4以下
系	5.0YR~ 9.9YR	8以上9未満	2以下
		3以上8未満	4以下
	0 Y~	8以上9未満	2以下
Y系	4.9 Y	3以上8未満	4以下
一下	5.0 Y∼	8以上9未満	1 以下
	9.9Y	3以上8未満	2以下
7	の他の色相	3以上9未満	1 以下



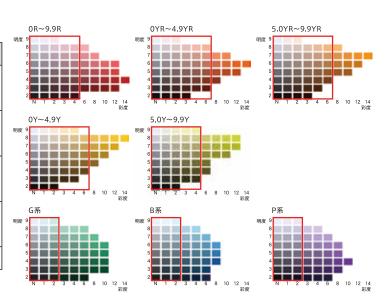
<平野部ゾーンの推奨基準>

	色相	明度	彩度
R系	0 R~	8以上	1 以下
八元	9.9R	3以上8未満	2以下
	0 Y R~	5以上	2以下
\ \ \ \ \	4.9YR	3以上5未満	4以下
YR 系	F 0 V D	8以上	2以下
	5.0YR~ 9.9YR	5以上8未満	4以下
		3以上5未満	6以下
	0 Y~ 4. 9 Y	8以上	2以下
		5以上8未満	4以下
Y系		3以上5未満	6以下
	5.0Y∼	8以上	1 以下
	9.9Y	3以上8未満	2以下
2	の他の色相	8以上	1 以下
	の心の口	3以上8未満	2以下



<臨海部ゾーンの推奨基準>

色相		明度	彩度
R系	0 R~ 9. 9 R	_	4以下
Y R 系	0 Y R~ 9. 9 Y R	_	6以下
Y系	0 Y~ 4. 9 Y	_	6以下
	5.0Y~ 9.9Y	_	4以下
その他の色相		_	2以下



屋外広告物の行為の制限

屋外広告物等の表示に関する基本的な配慮事項

屋外広告物等の設置を検討する際は、川崎市屋外広告物条例に定める一般的な規制に加え、次の事項にも配 慮して計画するものとします。

■屋外広告物等の表示に関する基本的な配慮事項

一般	地域の性格に合わせた節度あるものとする。なお、特に屋上広告物を設置する際は、 周辺景観に与える影響が大きいことを踏まえ、必要以上に伝達効果や視覚的効果を 持たせたデザインは避け、周辺景観との調和を図るものとする。
配置	必要以上に数を増やしたりすることは避け、集約化し統一的なデザインとする。
高層部における 広告物の設置	高層部に設ける屋外広告物は避ける。ただし、建築物の壁面に表示する施設名称は この限りではない。
住宅地における 広告物の設置	人々が暮らす空間にふさわしい落ち着きのある色彩、形態とする。
照明	LEDやネオン管などの発光型サインは、街なみとの調和に配慮した節度あるものとし、点滅するものや光の色が変化するものは避ける。
映像装置を有する 広告物	映像装置等を有する広告物は、周辺の明るさ等の状況(昼間、夕方、夜間)に応じ て輝度や点灯時間、音声等について配慮する。

市全域(景観計画特定地区を除く)の行為の制限に関する事項

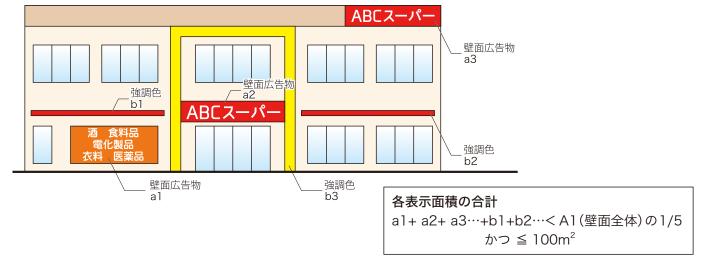
大規模小売店舗に設置される屋外広告物は、周囲の景観に対して与える影響が大きいことから、屋外広告物 の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置等に関する行為の制限を定めます。

■届出を要する行為と行為の制限

届出を要する行為	屋外広告物に関する行為の制限の内容
「大規模小売店舗」の壁面を利用する広告物又は掲出物件(以下「壁面広告物」という)の設置、変更、改造	壁面広告物の1つの壁面における表示面積の合計は、当該 壁面の面積の5分の1未満かつ100㎡以下※1とする※2。

- ※1 形状が切文字式の場合は、その面積に 1/2 を乗じて計算するものとする。
- ※2 壁面広告物を掲出する建築物に関しては、建築物の壁面のアクセント色として着色される部分の色彩の使用面積には、壁面広 告物を含めるものとし、当該壁面の面積の5分の1未満とする。ただし、高彩度色 (JIS Z8721 に定める彩度で、0R \sim 9.9Y においては彩度 10 超、その他の色相においては彩度 8 超の色彩)が含まれる場合は、5分の1未満かつ 100㎡以下とする。

<適用の考え方の例>



川崎市 まちづくり局計画部 景観・地区まちづくり支援担当

〒 210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 TEL: 044-200-3022 FAX: 022-200-3969 E-mail: 50keikan@city.kawasaki.jp

